



令和4年2月10日

鶴岡市長 皆川 治 様

鶴岡市議会議員 菅 原 一 浩



### 新型コロナウイルス感染症に関する要請

本市の新型コロナウイルスの感染状況は、1月中旬以降、急拡大しており、山形県では、本市を含む庄内地域を対象地域として1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置を実施しています。

特にこの度の感染の特徴は、若年層を中心に拡大しており、小中学校の臨時休校や保育園等の臨時休業などが相次ぐなど、従来の感染状況とは異なる様相も呈しており、また、高齢者等への感染拡大も懸念されるところであります。

こうした中、子育て世帯への支援の充実や高齢者等への3回目のワクチン接種の早期完了に向けた対応や断続的な感染拡大に伴う疲弊する地域経済への支援など、切れ目のない安全・安心な市民生活確保に向けた取り組みが求められております。

鶴岡市議会では、本市の感染者が急拡大する中、また、まん延防止等重点措置が適用されている状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策支援本部において、市民の方々から寄せられた切実な要望や不安の声を反映した要請事項を取りまとめました。

引き続き、地域経済や市民の命と健康と生活を守り抜くことが求められていることから、別紙の事項について積極的な措置を講じられるよう要請します。

# 新型コロナウイルス感染症に関する要請

## 1. 感染拡大防止対策等の情報提供について

- (1) 感染防止対策など広報・HP・SNS以外、特に高齢者に届くようタイムリーな情報提供を行うこと。
- (2) 家庭内感染防止対策を周知すること。
- (3) 休校学校名、陽性率、感染拡大の傾向など、市民に積極的な情報開示を行うこと。
- (4) クラスター発生など大規模な感染事例については、保育園名、学校名等の施設名等公表を検討すること。
- (5) 12歳未満の接種に対する情報発信の強化と環境整備を行うこと。

## 2. 3回目のワクチン接種の円滑な実施について

- (1) 円滑な接種予約を進めるため、予約枠がある医療機関の情報提供を行うこと。
- (2) 集団接種体制を拡充すること。
- (3) 交接種の有効性について、積極的に周知を図ること。
- (4) 旅客運送事業者等エッセンシャルワーカーに該当する事業者への優先接種を行うこと。
- (5) 就職や受験で県外に移動する時期を迎える高校3年生を優先接種に加えること。
- (6) 接種困難者に対し訪問接種を拡充すること。

## 3. 医療・福祉の提供体制について

- (1) 荘内病院敷地内設置のPCR自主検査センターでの検査について、検査料金無料化の期間延長を県に要請すること。

- (2) 検査体制の更なる拡充を図ること。
- (3) 無料PCR検査体制の更なる拡充を図ること。
- (4) 予約なしで検査可能な体制整備を行うこと。
- (5) 検査キットを確保すること。
- (6) 保健所・訪問看護・医師と連携しながら、健康観察体制の充実、強化を図ること。
- (7) 自宅・宿泊療養者、濃厚接触者への支援体制を確立すること（支援体制の周知、パルスオキシメーター貸与など）
- (8) 自宅・宿泊療養者、濃厚接触者への生活用品・飲食料支援を充実すること。
- (9) 宿泊療養施設の拡充を図ること。

#### 4. 経済対策について

- (1) 県のコロナ対策事業と連携できるものは連携し、簡明化や市独自かさ上げ化を図ること。
- (2) 第6波終息後の消費喚起のため、使用期間が長めのプレミアム付き商品券を発行すること。
- (3) 県の認証店であることのメリットを明確にし、認証店の拡大を進めること。
- (4) 長期安定化資金Ⅱ貸付金の枠の拡大と制度継続を図ること。
- (5) 各種コロナ融資の返済猶予等要件緩和を行うこと。
- (6) 雇用調整助成金制度の延長を国に要請すること。
- (7) 学校休校に伴う学校給食のキャンセル食材に係る、商工事業者、農業者等への救済措置等の支援を行うこと。
- (8) 農林水産業の事業継続に大きく影響する燃油価格の高騰に対する救済措置等を行うこと。

- (9) 感染拡大による収入減は、収入保険制度の補償の対象になることから、一層の加入促進を図ること。
- (10) まん延防止期間や業種に関係なく、収入減少業種への救済策、現金支給等を行うこと。

## 5. 生活支援について

- (1) 県外在住の学生や山大生に本市産農産物等の支援を行うこと。
- (2) 各種支援制度をより積極的に周知すること。
- (3) 小学校休業等対応助成金制度の利用を保護者・企業に促すとともに、周知・利用方法の説明などを市として行うこと。
- (4) 事業者及び企業が雇用調整助成金や学校休業等対応助成金などを活用し、従業員が安心して休暇を取得できるようにすること。
- (5) 民生委員や地縁組織等と連携し、生活困難者の把握と支援に努めること。
- (6) 非正規、派遣、パート、アルバイト等の収入減少者への支援を行うこと。
- (7) 既存の支援制度の対象から外れた業者や市民に配慮した施策を講ずること。
- (8) 幼・保育園の休園や小中学校や休校、学童保育所の休所等による、家庭への経済的支援、職場等への協力依頼、及び金銭的支援を行うこと。
- (9) 小規模な職場の子育て世代の労働環境を改善すること。
- (10) 企業倒産や休業等による、生活困窮者への経済的支援を行うこと。
- (11) 昼営業の飲食店等や代行・タクシー等への経済支援を行うこと。

## 6. 教育環境について

- (1) 学校閉鎖等に備えるためオンライン授業の実施に向けた準備を整え、学校や先生により実施環境に差が出ないように教育委員会がフォローを行うこと。

- (2) タブレットPCを活用した自宅学習の推進、デジタル教材の活用、学校間・クラス間格差の解消を図ること。
- (3) 症状のある幼児児童生徒等に対し、精度の高い（薬事承認済み）抗原検査キットを使用できるよう各施設に配備すること。
- (4) 市内施設・学校等にある抗原検査キットの在庫確認を行い、有効に活用すること。
- (5) タスクフォース等専門家のアドバイスを受けられるよう、学校への周知を徹底すること。
- (6) 換気による教室内の室温低下に対し、必要に応じ追加の暖房器具等の配備を行うこと。
- (7) 学童保育所などの換気チェックを徹底すること。
- (8) り患した児童・生徒の学びの保障と心のケアを図ること。
- (9) 市内の高校にも、部活動停止など感染防止拡大の徹底を求めること。
- (10) 宿泊療養者ケアに要する人員不足に対し、市から人員を派遣するなどし、宿泊療養枠の拡大を求めること。

## 7. その他

- (1) 県に対し、自宅療養者、宿泊療養者の市町村別の人数の公表を求めること。
- (2) 県に対し、自宅療養者への支援の状況について、情報提供を求めること。
- (3) 拡大防止の対策と共に、感染が拡大していく前提での対策を行うこと。（市・県・国）